

令和3年4月定例

沼田町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

令和3年4月定例沼田町教育委員定例会議事録

1. 期 日 令和3年4月21日（水）午後4時～午後4時58分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階 ゆめっくるホール

3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史

4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
参 事	春 山 顕 一
主 査	川 嶋 智
司 書	菊 池 詩 織
アドバイザー	元 木 和 芳

5. 議 事

議案第20号	令和3年度沼田町一般会計教育費予算（案）について
議案第21号	令和3年度要保護・準要保護児童生徒の決定について
議案第22号	令和3年度奨学資金貸付者の決定について
議案第23号	社会教育委員の委嘱について
議案第24号	スポーツ推進委員の委嘱について
議案第25号	沼田町立沼田学園における働き方改革アクション・プラン改正について
議案第26号	沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第27号	労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について

6. 付議案件は次のとおり

前会々議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

○教育長

ご苦労さまです。全員の教育委員さんをご出席でありますので、ただいまから、令和3年第2回沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを議題といたします。課長より説明をお願いいたします。

○三浦課長

令和3年3月30日に召集されました令和3年第3回教育委員会臨時会は、全委員の委員に出席いただき、職員は三浦、以下5人が出席いたしました。

教育長の報告として、1点目、小学校、中学校の卒業式が、感染対策より内容を制限しながらではありますが、中学校は3月12日、小学校が3月19日に、無事終了したことについて報告しています。次に3月16日に、公立高校の合格発表がありまして、受験者全員希望する公立高校に合格し、結果として全員が希望したところへ進学することになったことについて報告しています。3つ目といたしまして、役場職員の人事異動及び令和3年度当初の教職員人事の状況について報告しています。4つ目といたしまして、3月11日開会された令和3年第1回定例会において、教育長に対する一般質問で、臨時休校でのタブレットの活用に対する質問あったことなどについて報告した後に議事に入り、議案6件についてご審議頂きました。内容としましては、議案第14号、令和3年度要保護・準要保護児童生徒の決定についてですが、3世帯の児童生徒について決定しています。議案第15号、沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園長・副学園長の決定についてですが、米倉学園長、中川副学園長とすることで決定しています。議案第16号、沼田町学校管理規則の一部を改正する規則についてですが、働き方改革を進めるにあたり、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を定める条文を追加する規則の改正についてご審議いただき、ご承認いただいています。議案第17号、沼田町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱についてですが、議案第16号の規則の改正に伴い、必要事項を定めた要綱を提案させていただき、ご承認いただいています。議案第18号、沼田町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱についても、議案第17号と同じ理由で提案させていただき、ご承認いただいています。議案第19号、沼田学園入学式の告辞文（案）についてですが、提案のとおりご承認いただいています。

以上、前回会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしくお願いいたします。

○教育長

前会会議録の説明が終わりました。お諮りいたします。前会の会議録は、承認すること
でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議案の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

令和3年度の開始は、4月2日に、異動して沼田に赴任された教職員の辞令交付式が
あり、同日午後から、小中教職員全員による教育振興会の総会が開催され、来賓として出
席いたしました。本年度の教育振興会の会長さんは、小学校の中川校長先生であります
が、教育振興会は、本町の小中一貫・連携教育を進めるため、小学校から中学校への円滑な接
続と、9年間を見通した質の高い教育を検討し、取り組んできた組織であります
が、長らくけん引してきた先生方も、ここ数年で異動となりましたので、沼田学園として、教職員
が異動しても引き継いでいただきたいことと、昨年と同じことを進めるのではなく、もう
一步前に進んでいく考えを持っていただくよう、お話をさせていただいたところです。

次に、4月6日に小中学校の入学式がありましたが、来賓、在校生を入れないで開催
された学校が多い中、本町は、横山町長と私と2名、出席をさせていただきました。

令和3年度の児童生徒数ですが、小学校が89名、中学校が63名で、合して152
名となっております。昨年と比較しまして、小学校が、3名減、中学校が6名増となつて
おります。本年度、小学校で4名、中学校で4名の児童生徒が4月に転校してきたことが
大きな要因となっております。

次に、沼田学園運動会についてであります
が、本年は、5月29日開催に向けて準備
を進めています。

運営方法は、コロナ感染拡大防止策を取りますので、今までと同じように開催するこ
とはできませんが、やれることを行うということで、考えていただいております。

また、修学旅行についても、中学校は、本日から3日間で函館方面。小学校は、6月
中旬に実施する予定であり、感染に注意をしながら実施する方向で考えております。

中体連についても、現在のところ実施する方向で考えられておりますが、先日、高体
連が無観客で実施するということが決定したようでありますので、中体連も同じような方
法で開催ということになるかもしれません。

新型コロナは、最近の変異株により、都市圏を中心に感染者が増加してきております
が、引き続き防止策を取っていきたいと考えているところであります。

以上で教育長の報告を終わります。ただ今の報告の中で、質問等がございましたら、お受けいたします。

(なしの声あり)

○教育長

無ければ、4番の議題に入ります。

次の、議案第20号から議案第22号までについては、議会提案前及び個人情報となりますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会といたしたいと思います。これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第20号から議案第22号までを、秘密会といたします。

報告第20号	令和3年度沼田町一般会計教育費予算(案)について	原案可決
報告第21号	令和3年度要保護・準要保護児童生徒の決定について	原案可決
報告第22号	令和3年度奨学資金貸付者の決定について	原案可決

○教育長

ここで秘密会を解きます。

次に、議案第23号 社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第23号沼田町社会教育委員の委嘱について、社会教育法第15条第2項及び沼田町社会教育委員設置条例第3条の規定により、沼田町社会教育委員として下記の者を委嘱する。令和3年4月21日提出教育長名でございます。記とさせていただきます。住所、沼田町南1条7丁目6番55号氏名、林里美、生年月日が昭和49年11月11日生でございます。春の教職員の人事異動に伴いまして、疋田委員の異動に伴う補充でございます。林さんにつきましては、実家の絵内農場を手伝うかたわら深川東高校のPTA会長を務められるなど、教育に精通している方でありますので社会教育委員として適任と考えます。この委嘱に伴いまして、現在条例上8名以内となっている社会教育委員でございますが、7名という状況になります。現段階では適任と思われる方がなかなか見つけれないこともございまして、来年の改選期まで1名減という中で進めていきたいと考えてい

ますのでご審議いただければと思います。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

○教育長

無いようでありますので、お諮りいたします。

議案第23号は、提案のとおり承認することでご異議ございませんか？

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第23号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第24号スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第24号沼田町スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ基本法第32条第2項及び沼田町スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により、沼田町スポーツ推進委員として下記の者を委嘱する。令和3年4月21日提出教育長名でございます。記といたしまして、住所、沼田町南1条4丁目8番38号氏名、古畑聡、昭和37年11月8日生まれでございます。今回の委嘱につきましては佐藤委員の後任のスポーツ推進委員として推薦させていただきます。古畑教諭につきましては、中学校の特別支援教室の担当をする教諭ではありますが、体育免許を持っておりまして長くこれまで赴任した中学校で野球の顧問として活躍されています。スポーツも精通されているということで適任であると考えていますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

○教育長

無いようでありますので、お諮りいたします。

議案第24号は、提案のとおり承認することでご異議ございませんか？

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第24号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第25号沼田町立沼田学園における働き方改革アクション・プランの改正についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第25号沼田町立沼田学園における働き方改革アクション・プラン第2期案について、沼田町立沼田学園における働き方改革アクション・プラン第2期案を別冊のとおり提出する。令和3年4月21日提出、教育長名でございます。

本件につきましては平成30年3月に学校における働き方改革、北海道アクションプランが策定されまして、これによりまして今般取組を進めていたところであり、一定の成果が見られたところでございますが、道教委といたしましてはまだ目標達成に至っていないということから、これまでの取り組みの成果、課題も踏まえまして新たな第2期といたしましてのアクションプランを策定したところでございます。これに準じまして沼田町におけますアクションプランも第2期といたしまして策定をさせていただいたところでございます。抜粋してご説明申し上げます。1ページお開き頂きたいと思っております。これまでの取組の成果と課題につきましてご説明させていただきます。沼田町教育委員会では平成31年2月に令和2年度までの取り組み期間といたします、働き方改革アクションプランを策定しまして、これまで必要な見直しを行いながら教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を行っています。主な取り組みといたしまして、現アクションプランに基づく取組の実施といたしまして、現アクションプランでは、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1か月単位の変形労働時間制等について取組んでいただいております。沼田町におきましても一定の成果をあげていると考えております。

2点目でございます。出退勤管理システムの導入。これにつきましても勤務時間の管理を明確にするため令和2年の8月より小中学校それぞれに、出退勤システムを導入して、運用を開始しております。

第1期の総括といたしましては、町教委といたしましては上記の取組みのほかに、学習支援員、特別支援員の配置、部活動指導員の配置、外部指導者等を含めて取り組んでおりまして、一定の成果は得られているのかなと思っております。また、教職員の人間ドック受診

料の一部助成や民間住宅家賃助成等に取り組まして、沼田町に住みながら子供たちに対して効果的な教育活動を行えることができるよう、働く環境整備にも努めているところであります。これらの取組を継承しつつ更なる改善、充実を図りまして、道教委と町教委各学校と緊密に連携しながら継続的にかつ計画的に取り組んでいく必要があると考えています。

次に今回のアクションプランの重点的なものにつきまして、ご説明を申し上げますが、3頁ご覧いただきたいと思います。目標として教職員の在校時間につきましては第1と変わってございません。取り組み内容といたしまして、右側に重点的に実施する取組として記載させていただいておりますが、すでに導入済みのももございまして、1番といたしまして在校等時間の客観的な計測・記録と公表、2番といたしましてメンタルヘルス対策の推進等、3つ目といたしまして、働き方改革の手引きロードの積極的な活用。このロードというのが道教委で策定いたしました働き方改革に係る手引きということで、小中学校それぞれに策定されております。4番目といたしまして、ICTを積極的に活用した業務等の推進、5つ目といたしまして、部活動休養日等の完全実施、6つ目といたしまして地域との協働の推進による学校を応援、支援する体制づくりの推進。具体的に言いますと、コミュニティスクール等の取組につきまして推進していきますという重点目標となっております。これらの取組につきまして、令和3年度から令和5年度までの3か年といたしまして、道教委、町教委、各学校が緊密に連携、協力しながら目標の達成に向けて全力で取り組む考えであります。以降詳細につきましては朗読を省略させていただきまして、お目通しいただきましてご確認いただければと思います。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

○教育長

質問が無ければ、議案第25号は提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第25号は提案のとおり決しました。

議案第26号沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○三浦課長

議案第26号沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について、沼田町奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を提出する、令和3年4月21日提出教育長名でございます。

条文の朗読を省略させていただきまして提案理由を申し上げます。これまで奨学金の返還免除の規定に償還期限の定めがなかったことから、期限を定め、定住の促進を図るものであります。これまで奨学資金の貸付の返済期間というのは最長8年ということで、定めがあるんですが、返済期間というのは個人の希望により選択できるという内容になってございました。ただ、そうなりますと償還免除規定がある場合に期間が1年であるといった場合、1年間住めば返済免除を受けられると言ったようなケースもあるというようなこともございまして、一定期間沼田に住居を置いていただくということを前提にこの特例措置の該当となるというような設定を改めてするといった内容となっております。なお、5年間の根拠につきましては、定住関係の奨励金等の取組に準じまして5年間の定住とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

○教育長

質問が無ければ、議案第26号は、提案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第26号は、提案のとおり決しました。

次に、議案第27号労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定についてを議題といたします。説明をお願い致します。

○三浦課長

議案第27号労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、別紙のとおり締結する。令和3年4月21日提出教育長名でございます。

改正理由を申し上げます。公立学校の教育職員以外の職員、事務職員、公務補、支援員等に対し、時間外勤務を命じる場合は、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定が必要となります。このことから令和2年度から協定を結んでいるところですが、本年度も学校長と職員の代表との間で必要事項を定めた協定を締結するものですが、学校長の異動それから、職員数の変更があったことから今回小中学校ともに改めて締結するものでございます。小学校中学校それぞれ道費職員、事務職員ですが道から派遣されてきている、道から給与をもらっている職員と、町で雇用している支援員等の職員、別々にそれぞれ協定を結ぶ形になりますので、合計で4つ協定を結ぶこととなります。そのようなことで協定をいたしまして、労働基準監督署のほうに提出をさせていただきたいと考えています。

なお、昨年5月1日でスタートさせていただきましたが、5月1日からの協定になりますと、先生方の異動ですとか職員数の増減等不都合がございますので、監督署とも相談させていただきましたが、令和3年度の終期を年度末にさせていただきまして、来年からは4月1日からの協定の締結に移行させていただきたいと思っております。以上ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願い致します。

(なしの声あり)

○教育長

無いようですので、議案第27号は原案のとおり、決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、議案第27号は、原案のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日予定していた議案は終了いたしました。これにて、令和3年第2回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。